

●香川県告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和2年4月17日から同年5月15日まで一般の縦覧に供する。

令和2年4月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 綾川府中線（184号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡綾川町滝宮字鴻巣237 番地先から 綾歌郡綾川町滝宮字宮ノ北 122番44地先まで	14.2~32.0	146	平成17年香川県告示第40号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 令和2年4月17日